

○ 特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文  
 特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第三（第三十九条関係）			
業務	(一)～(二十五) (略)	業務	(一)～(二十五) (略)
期間	(略)	期間	(略)
項目	(略)	項目	(略)
六月 三・、三―ジクロロ―四・、四―ジアミノジフェニルメタン（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む）を製造し、又は取り扱う業務	六月 一 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 三 三・、三―ジクロロ―四・、四―ジアミノジフェニルメタンによる上腹部の異常感、倦怠感、せき、たん、胸痛、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 四 上腹部の異常感、倦怠感、せき、たん、胸痛、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 尿中の潜血検査	六月 一 業務の経歴の調査 二 三・、三―ジクロロ―四・、四―ジアミノジフェニルメタンによる上腹部の異常感、倦怠感、せき、たん、胸痛、血尿等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 三 上腹部の異常感、倦怠感、せき、たん、胸痛、血尿等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 四 肝機能検査	六月 一 業務の経歴の調査 二 三・、三―ジクロロ―四・、四―ジアミノジフェニルメタンによる上腹部の異常感、倦怠感、せき、たん、胸痛、血尿等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 三 上腹部の異常感、倦怠感、せき、たん、胸痛、血尿等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 四 肝機能検査

<p>(二七) (二七) (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>六 医師が必要と認める場合は、尿中の三・、三―ジクロロ―四・、四―ジアミノジフェニルメタンの量の測定、尿沈渣<sup>せき</sup>検査の検査、尿沈渣<sup>せき</sup>のパパニコラ法による細胞診の検査、肝機能検査又は腎機能検査（尿中の三・、三―ジクロロ―四・、四―ジアミノジフェニルメタンの量の測定にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）</p>	<p>別表第四（第三十九条関係）</p>	<p>業務</p> <p>(一) (一) (略)</p>	<p>項目</p> <p>(略)</p>
				<p>(二六) (二六) (略)</p> <p>三・、三―ジクロロ―四・、四―ジアミノジフェニルメタン（これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱</p>	<p>一 作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）</p> <p>二 医師が必要と認める場合は、膀胱鏡<sup>ぼうたしやう</sup>検査、腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査、胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査、喀痰<sup>かくたん</sup>の細胞診又は</p>

<p>(二七) (二七) (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>別表第四（第三十九条関係）</p>	<p>業務</p> <p>(一) (一) (略)</p>	<p>項目</p> <p>(略)</p>
				<p>(二六) (二六) (略)</p> <p>三・、三―ジクロロ―四・、四―ジアミノジフェニルメタン（これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱</p>	<p>一 作業条件の調査</p> <p>二 医師が必要と認める場合は、胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査、喀痰<sup>かくたん</sup>の細胞診、気管支鏡検査又は腎機能検査</p>

(三七) ) (四九) ) (略)	う業務
(略)	気管支鏡検査
(三七) ) (四九) ) (略)	う業務
(略)	